

申請に対する処分

処分名	農業委員会委員選挙人名簿登載申請
根拠法令	農業委員会等に関する法律第8条
所管課	選挙管理委員会事務局

1 審査基準

申請を行うことができる人

奄美市に住所を有し、毎年3月31日で20歳以上の者で次の一つに該当する者

ア 10アール以上の農地につき耕作の業務を営む人（農業経営者）

イ 農業経営者の同居の親族又はその配偶者（その耕作に従事する日数が年間おおむね60日以上の方）

ウ 10アール以上の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人の組合員又は社員

申請の方法

毎年1月1日現在の状況を「農業委員会委員選挙人名簿登載申請書」に記載して農業委員会経由で市選挙管理委員会に提出

許認可等の要件

申請を行うことができる人と同じ要件

2 標準処理時間

農業委員会経由でおよそ1ヶ月間（農業委員会への提出期限：1月10日、名簿の調製期限：2月20日）